

目白台運動公園
指定管理者の管理運営に対する評価報告書
【平成21年度実績】

平成22年7月

文京区立目白台運動公園指定管理者評価検討会

所管課	土木部みどり公園課
評価対象期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日 (指定期間5年中の1年目)

1 指定管理の概要

施設名称	文京区立目白台運動公園
施設の設置目的	区立公園の健全な発達を図り、もって区民の福祉増進に資することを目的とする。
指定管理者名称	目白台運動公園・西武パートナーズ
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
公募・非公募の別	公募
管理業務内容	(1) 公園施設の使用の受付及び案内に係る業務 (2) 公園施設を使用した文化スポーツ事業の実施に係る業務 (3) 公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の維持管理に係る業務 (4) 物件を設けない占用の許可に係る事務 (5) 有料公園施設の使用承認に係る業務 (6) 文京区立公園条例（昭和55年4月文京区条例第22号）第23条に規定する監督処分に係る業務 (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する公の施設の利用に係る料金の収受に係る業務 (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた業務
利用料金制の有無	有

2 収支状況

(1) 指定管理料及び利用料金（指定管理料を充てる事業の収入を含む。）

年度		21	22	23	24	25
収 入	指定管理料	44,100,000				
	利用料金（使用料）	17,235,250				
	口座振替手数料(概算払い)	1,161,000				
	口座振替手数料(清算戻入)	△ 906,101				
	合計（A）	61,590,149	0	0	0	0
支 出	事務管理費	3,736,588				
	植栽管理費	11,694,900				
	施設保守点検費	3,268,650				
	衛生管理費	3,132,150				
	機械警備費	146,528				
	駐車場管理費	1,849,512				
	動水光熱費	2,648,802				
	修繕費	933,786				
	保険料	100,255				
	事務経費	7,623,000				
	人件費	23,970,392				
	口座振替手数料（支出）	254,899				
合計（B）	59,359,462	0	0	0	0	
収支（A）－（B）		2,230,687	0	0	0	0
【特記事項】						
<ul style="list-style-type: none"> ・人件費は自主事業のイベント（すぼネーション）分を除く。 ・事務管理費は自主事業の登録証ケース分を除く。 						

(2) 自主事業（指定管理者の費用と責任で実施する事業）

年度		21	22	23	24	25
収 入	自動販売機	1,528,095				
	登録証ケース	98,600				
	イベント(スポネーション)	10,400				
	合計(A)	1,637,095	0	0	0	0
支 出	登録証ケース	92,220				
	イベント(スポネーション)	2,353,640				
	合計(B)	2,445,860	0	0	0	0
収支(A) - (B)		△ 808,765	0	0	0	0
【特記事項】						

3 評価検討会委員

	役職	委員名
1	座長	土木部長 小須田 喜則
2	副座長	土木部みどり公園課長 小澤 信雄
3	委員	土木部管理課長 遠藤 道雄
4	委員	アカデミー推進部スポーツ振興課長 古矢 昭夫
5	委員	星 多津子（目白台運動公園利用者）
6	委員	上田 泰正（目白台運動公園利用者）

4 4段階評価の方法

各員の評価の合計を委員数で除して平均を算出する方法

5 評価の対象とした資料

	評価の対象とした資料名	評価項目番号
1	(仮称)目白台運動公園指定管理者募集要項	①②
2	基本協定書・平成21年度協定書	②
3	事業計画書	①②③④⑥⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑱
4	事業報告関係書	①②⑥⑨⑬⑭⑮
5	自主事業等の概要	①②
6	目白台運動公園運営協議会	③
7	利用者満足度調査報告書	③⑤
8	利用者からの意見・要望等を受けて改善したこと	③⑥
9	広報物(パンフレット・ホームページ等)	④
10	来園者意見・情報シート	⑥
11	指定管理者評価項目	⑧⑩
12	バランスシート	⑨
13	収入を増加するための具体的な取組	⑩
14	収入日計表	⑪
15	目白台運動公園勤務シフト表	⑫
16	接遇マニュアル及び研修資料	⑬
17	防災訓練のお知らせ	⑬
18	目白台運動公園業務日誌	⑭
19	供用備品現在高調書	⑮
20	個人情報保護マニュアル	⑬⑯
21	文京区立目白台運動公園情報公開規程	⑰
22	緊急連絡網	⑱
23	安全対策マニュアル	⑱
24	事故報告書	⑱
25	省エネやゴミの削減など環境に配慮した取り組み	⑱

6 評価結果

(1) 分野評価

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
サービス向上の有効性 【配点32点】	C 24点	① 区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業を積極的に計画し、実施しているか。	4	3	3
		② 協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業と事業計画書や企画提案書に沿った自主事業が適切に実施されたか。	8	3	6
		③ 利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	4	3	3
		④ 区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	4	3	3
		⑤ 利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	8	3	6
		⑥ 利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	4	3	3
		⑦ 利用者数等の実績が、指定管理者制度導入以前よりも増加しているか。	—	—	—
	【評価理由】 ①一部未実施のものがあつたが、一応水準は満たしていると考ええる。 ②実施したものについては、適切に行われている。 ③利用者懇談会や利用者アンケートは行われたが、意見・要望に対する対応等を今後どのように反映させていくか工夫が必要。 ④独自のホームページやパンフレット等で周知しているが、地域住民の目に触れられるようなニュース発行も今後必要。 ⑤アンケート結果では高い評価があるが、サンプル数が少ない。 ⑥適切に行われているが、苦情を積極的に収集する体制が今後必要。				
経費の効率性 【配点12点】	C 9点	⑧ 経費節減への具体的な取組を行い、その効果があつたか。	4	3	3
		⑨ 指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	4	3	3
		⑩ 収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があつたか。	4	3	3
	【評価理由】 ⑧コピーの使用にあたっては、裏面使用を積極的に進めるなどの取組を行っている。 ⑨事務管理費や機械警備費、動水光熱費の経費節減を、植栽管理費や施設保守管理費等に充当することで、利用者のサービス向上に努めたことが認められる。 ⑩駐車場の看板を新たに設置し、利用促進と利便性を高める取組を行っている。				

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
管理運営の適正性	C 26点	⑪ 金銭の管理が適正に行われたか。	4	3	3
		⑫ サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	4	3	3
		⑬ 職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	2	2
		⑭ 利用者が快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	4	3	3
		⑮ 備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	4	3	3
		⑯ 文京区個人情報保護条例の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失及びき損等の事故が起きていないか。	4	3	3
		⑰ 文京区情報公開条例の趣旨に則り、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求または区から情報提供の求めがあった場合は適切で速やかな対応が行われたか。	4	3	3
		⑱ 事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	4	3	3
		⑲ 省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	4	3	3
				【評価理由】 ⑪収入日計表を作成し、余分な現金は置かない等適正に管理されている。 ⑫人員配置計画に基づき、適正な人員配置がなされており、利用者の安全性や利便性を確保していると認められる。 ⑬接遇や個人情報保護の研修は実施されたが、技術研修が実施されなかった。 ⑭施設の保守・修繕は適宜行われている。また、日常管理・ゴミ処理・警備業務は、業務日誌で適切に管理されていると確認できる。 ⑮供用備品現在高調書により、適正に管理されている。 ⑯個人情報保護マニュアルに基づき、個人情報の取り扱い責任者の指定、保管場所の徹底が図られている。 ⑰情報公開規程等の必要な規定が整備されていたが、情報公開請求はなかった。 ⑱事故報告が4件あったが、適切な対応がなされた。 ⑲利用者にごみ等の持ち帰りをお願いしている。落ち葉等はチップ化しているが、園内で落ち葉等を利用することも検討して欲しい。	
業務の改善性	— —	⑳ 前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	—	—	—
		《前回の指摘事項》 【評価理由】			

《評価結果の見方》

(1) 分野評価

評価項目ごとに4段階評価を行い、その結果に応じた乗率を各評価項目の配点に乗じて採点し、各評価分野の合計得点を5段階評価します。

① 4段階評価・乗率

評 価	評価内容及び基準	乗 率
4：優良	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を超える成果がある。	100%
3：適当	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしている。	75%
2：課題あり	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしているが、一部に課題がある。	50%
1：要改善	協定書、業務要求水準書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。	0%

② 5段階評価

評 価	評価内容及び基準
A	当該分野について、特に優れている。 (分野の合計得点が、配点の90%以上)
B	当該分野について、優れている。 (分野の合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	当該分野について、おおむね適正である。 (分野の合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	当該分野について、改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	当該分野について、相当な改善が必要である。 (分野の合計得点が、配点の40%未満)

(2) 総合評価

各評価分野の得点を合計し、その合計得点を5段階評価します。

評 価	評価内容及び基準
A	総合評価の結果、特に優れている。 (合計得点が、配点の90%以上)
B	総合評価の結果、優れている。 (合計得点が、配点の80%以上90%未満)
C	総合評価の結果、おおむね適正である。 (合計得点が、配点の60%以上80%未満)
D	総合評価の結果、改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%以上60%未満)
E	総合評価の結果、相当な改善が必要である。 (合計得点が、配点の40%未満)